

# 特定母樹の活用に向けて

## 1. はじめに

特定母樹については、平成25年に改正された「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号)(間伐等特措法)に基づき、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長や雄花着生性等に係る基準(注)を満たす個体を農林水産大臣が「特定母樹」として指定しています。林木育種センターでは、平成25年度から特定母樹の指定を受けるとともに、都道府県等の採種園・採穂園の整備を推進するため特定母樹の原種苗木(苗木・穂木)を生産・配布しています。今回は、この取組を紹介します。

(注)成長量が同様の環境下の対照個体と比較しておおむね1.5倍以上、雄花着生性が一般的なスギ・ヒノキのおおむね半分以下等。

## 2. 特定母樹の指定状況

平成30年3月末現在、全国で274系統の特定母樹が指定されています。このうち、林木育種センターではエリートツリー(注)を中心(約8割)に特定母樹の申請を行っており、現在まで246系統が指定されています(表1)。

(注)エリートツリーとは、第2世代以降の精英樹。

表1 特定母樹の指定状況(林木育種センター)

育種基本区	樹種				計
	グイマツ	スギ	ヒノキ	カラマツ	
北海道	1				1
東北		42 (32)		9 (9)	51 (41)
関東		47 (36)	14 (14)	44 (44)	105 (94)
関西		26 (26)	24 (24)		50 (50)
九州		38 (18)	1 (1)		39 (19)
計	1	153 (112)	39 (39)	53 (53)	246 (204)

注:( )内は、エリートツリーで内数。

## 3. 特定母樹の原種苗木の生産

林木育種センターでは、都道府県等から要望の

あった特定母樹等について、原種苗木の配布を行っています。スギ、ヒノキの場合、要望のあった特定母樹の穂木を林木育種センター内に植栽している個体から採取し、つぎ木やさし木により、増殖を行っています。

カラマツの場合、特定母樹の指定から日が浅く、長野増殖保存園(長野県御代田町)内に植栽している特定母樹の個体から採穂できないため、国有林内にある検定林の原木から直接、穂木を採取し、同園にて、つぎ木増殖を行っています(写真1)。



写真1 つぎ木増殖中のカラマツ特定母樹

また、林木育種センターでは、増殖した全ての原種苗木についてラベルを表示するとともに、苗木1本1本から試料(葉)を採取し、DNA鑑定を行い、系統を確認した上で都道府県等に配布するなど、系統管理の徹底を図っています(写真2)。



写真2 ラベル表示と試料採取(長野増殖保存園)

## 4. 特定母樹の原種苗木の配布状況

林木育種センター・各育種場(以下、「林木育種センター等」という。)では、特定母樹の原種苗木の配布を平成26年度から開始しました。平成29年度における特定母樹を含めた原種苗木の配布実績は、17,866本となり、特定母樹の配布を行う

前の平成25年度と比較すると、約1.8倍となっています(図1)。

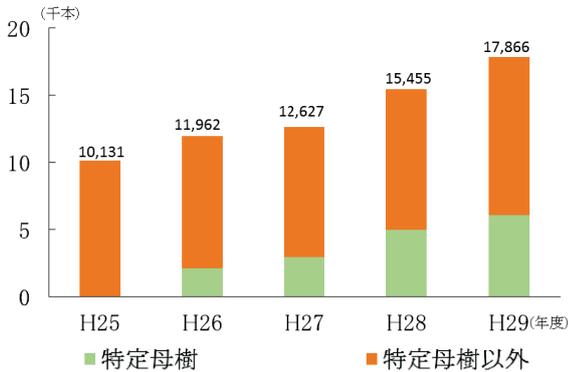


図1 原種苗木の配布状況

特定母樹の原種苗木の配布状況は、平成26年度約2,000本程度だったものが、平成29年度は、その約3倍にあたる6,102本となりました。樹種別に見ますと、平成29年度における特定母樹の配布実績は、スギ4,256本、ヒノキ464本、カラマツ204本、グイマツ1,178本となっています(図2)。

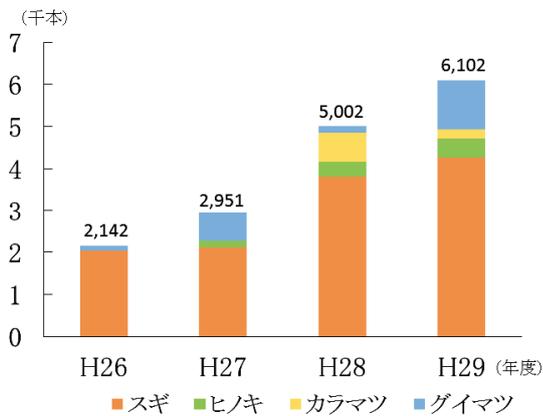


図2 特定母樹の原種苗木配布状況(樹種別)

民間事業者等である認定特定増殖事業者(注)への特定母樹の配布も平成26年度から行っており、平成29年度は、18事業者に特定母樹2,332本を配布しました。これは、前年度と比較し、1.5倍となっています(図3)。

なお、平成29年度には、関東育種基本区内では初めてカラマツ特定母樹つぎ木苗木204本を3県に配布しました。

(注)認定特定増殖事業者は、間伐等特措法に基づき都道府県知事が認定した民間事業者等。

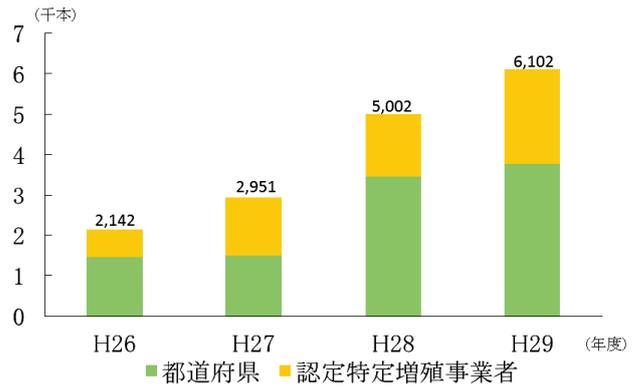


図3 特定母樹の原種苗木配布状況(配布先別)

このほか林木育種センター等では、特定母樹や開発した品種の早期普及を図るため、都道府県等からの要請により、技術指導を行っています。

特に、育種基本区内に認定特定増殖事業者が多い北海道育種場では、北海道庁との連携のもと、つぎ木増殖や採種園の造成等の現地指導等を年50回程度行うなど、特定母樹の普及促進を技術面からも支援しています。

## 5. 特定母樹の今後について

本格的な利用期を迎えつつある人工林の主伐・再造林の増加が見込まれている中、本年4月に、「スギ花粉発生源対策推進方針」(林野庁長官通知)が改正され、花粉症対策品種のスギ苗木とともに、特定母樹から採取された種穂から生産されたスギ苗木が花粉症対策に資するスギ苗木として位置づけられました。

林木育種センターでは、今後も、エリートツリーを主体に特定母樹の申請を行うとともに、適切な系統管理のもと、効率的な増殖を行いながら、都道府県等が整備している採種園・採穂園へ確実に原種苗木を提供していくことにより、林業の成長産業化や地球温暖化防止、花粉発生源対策等に貢献できるよう取り組んでまいります。

(育種部 指導課 山田 徹)